

訪問看護ステーションすまいるの利用料

(医療保険による訪問看護の場合)

【医療保険対象】

1 基本利用料

1回 30分～1時間 30分の範囲での訪問看護で1回 10,000～15,000円程度となり、その中から保険負担割合分をいただきます。

例えば 1割負担の方 1回につき 1,000円～1,500円となります

(一か月の利用回数や加算の有無で若干差があります)

2 加算

① 24時間対応体制加算 (6,400円/月)

② 緊急時訪問看護加算 (2,650円/回)

利用者又は家族等の緊急の求めに応じて、訪問看護を行った場合

③ 特別管理加算 (2,500円/月 又は 5,000円/月)

④ 夜間・早朝訪問看護加算 (夜間 18時～22時まで 早朝 6時～8時まで 2,100円/日)

⑤ 深夜訪問看護加算 (22時～6時まで 4,200円/日)

⑥ ターミナルケア加算 (25,000円)

死亡日及び死亡前 14日以内に 2回以上終末期の訪問看護を行った場合

⑦ 退院時共同指導加算 (8,000円/回)

病院や介護老人保健施設に入院中若しくは入所中に医療機関と訪問看護ステーションが共同し在宅での必要な指導を行った場合

⑧ 在宅患者連携指導加算 (3,000円/月)

利用者の同意を得て、医療機関等と文書等により情報共有を行い、療養上必要な指導を行った場合

⑨ 在宅患者緊急時カンファレンス加算 (2,000円/回)

在宅療養者の急変等に伴い関係する医療機関等が共同でカンファレンスを行い、当該利用者又はその家族等に対し療養上必要な指導を行った場合

3 県障医療費助成について

対象者は、基本利用料 1日につき 250円を超えた金額分が還付されます。

4 在宅がん医療総合診療について

利用料は診療所への支払いとなります。交通費、時間外料金(下記表記)につきましては実費としていただきます。

【保険外の実費】

1 交通費

自動車を使用し訪問看護を行った場合 1 回につき一律 270 円

2 時間外料金

営業日以外または営業時間外に訪問看護を行った時

8 時 00 分～18 時 00 分まで 1～30 分 1,620 円

(31～60 分 3,240 円)

3 ターミナルケア料 21,600 円

保険で算定できなかった場合

訪問看護ステーションすまいる TEL 39-7019